

(法、条例共通)

技術管理者確認

土壌汚染状況調査結果報告シート

1. 調査概要		
調査対象地	(住居表示) 東京都墨田区立花一丁目4番9号	別紙 1 図 1
	(地番) 東京都墨田区立花一丁目105番3の一部, 106番10の一部	
調査対象地面積	333.61m ²	別紙 2
用途地域	準工業地域	別紙 2
指定調査機関名	株式会社 分析センター	別紙 2
指定調査機関の指定番号	2003-3-2047	別紙 2
技術管理者名		
技術管理者証の交付番号		
準拠法令等	・土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) ・同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号) ・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課) ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号) ・東京都土壌汚染対策指針(平成31年4月1日施行)	

2. 地歴調査結果概要（調査対象地の土壌汚染のおそれの把握）		
有害物質取扱事業場の設置履歴	昭和25年～令和2年まで、有限会社丸五塗装工業所が立地していた。	
地表の高さの変更（盛土、埋土等）の経緯	現状地盤から変更なし	
既往調査・対策の経緯	なし	
その他の経緯	なし	
人為由来による汚染のおそれ	■人為由来による汚染のおそれがある→根拠資料を別紙3に示す。	
自然由来による汚染のおそれ	□自然由来による汚染のおそれはない。	
水面埋立て用材料による汚染のおそれ	□水面埋立て用材料による汚染のおそれはない。	
試料採取等対象物質の種類	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物、鉛及びその化合物	
土壌汚染のおそれの区分の分類（平面）	・有害物質を取り扱っていた作業場が立地していた履歴がある範囲は、「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に分類される。 ・有害物質を取り扱っていた作業場の事務所・住宅となっていた範囲は、「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」に分類される。	別紙4 図4-1
汚染のおそれが生じた場所の位置（断面）	・有限会社丸五塗装工業所が立地していた当時の地盤面（現状地盤）が生じた場所の位置となっている。 ・有限会社丸五塗装工業所には地下配管や地下ピットが存在し、その底面である深度0.6mと0.9mも汚染のおそれが生じた場所の位置となっている。	別紙4 図4-1

3. 調査方法		
3-1. 土壌調査方法 ※調査地点位置図を図4-2に示す。		
現地試料採取期間	(ガス採取) 令和2年11月23日	
	(土壌採取) 令和2年11月23日, 令和3年4月27日, 4月29日, 4月30日, 5月1日, 5月14日, 5月15日	
室内分析期間	令和2年11月23日～令和2年12月4日, 令和3年4月27日～6月2日	
試料採取等対象物質と試料採取を行う区画の選定	・有害物質を取り扱っていた作業場が立地していた履歴がある範囲は、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物、鉛及びその化合物について全部対象区画とした。 ・事務所・住宅となっていた範囲は、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物、鉛及びその化合物について一部対象区画とした。 ・当該作業場での有害物質の使用状況を踏まえて、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレンを調査対象物質とした。また、トリクロロエチレンの分解生成物として、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンを調査対象物質とした。	別紙4 図4-1
第一種特定有害物質の土壌ガス採取方法	・すべての単位区画毎に、土壌汚染のおそれが多いと認められる部分で現地表から0.8～1mの深度の地中において土壌ガスを採取した。 ・サンプルを試験所に持ち帰って測定したため、トラベルブランクについても併せて測定した。	
第一種特定有害物質のボーリングによる試料採取方法	・土壌ガスが検出された3区画において、深度10mまでのボーリング調査を実施した。 ・深度10mまでに帯水層の底面は確認されなかった。 ・概ね0.5mごとの土壌試料を採取した。	
第二種、第三種特定有害物質の試料採取方法	【汚染のおそれの生じた位置の調査】 ・単位区画毎に、現状地盤面より0.5mの試料採取を行った。 ・地下配管や地下ピットが存在する範囲では、深度0.6～1.1mもしくは0.9～1.4m（当該底面より0.5m）の試料採取を行った。	

3-2. 地下水調査方法			
現地試料採取期間		(代表地点)	
		(対象地境界)	
室内分析期間		(代表地点)	
		(対象地境界)	
代表地点	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定（平面）		
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定（断面）		
対象地境界	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定（平面）		
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定（断面）		
地下水試料採取方法			

4. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を表-4-2～表-4-4、表-6-2～表-6-6に示す。

※2 調査結果総括図を図4-3、図4-4、図6-2に示す。

(試料採取日：令和2年11月23日、令和3年4月27日、4月29日、4月30日、5月1日、5月14日、5月15日)

分類	調査対象物質	土壌ガス					土壌ガス（地下水）				
		基準 (ppm) *	調査 区画数	最大 濃度 (ppm)	ガス 検出 地点数	試料 採取等 の省略	基準 (mg/l)	調査 区画数	測定 結果 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略
(揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	0.1	4	0.3	3	無	0.03				
	テトラクロロエチレン	0.1	0				0.01				
	ジクロロメタン	0.1	0				0.02				
	クロロエチレン	0.1	4	ND	0	無	0.002				
	四塩化炭素	0.1	0				0.002				
	1, 2-ジクロロエタン	0.1	0				0.004				
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	4	ND	0	無	0.1				
	1, 2-ジクロロエチレン	0.1	4	ND	0	無	0.04				
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1	0				1				
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1	0				0.006				
	1, 3-ジクロロプロペン	0.1	0				0.002				
	ベンゼン	0.05	0				0.01				

分類	調査対象物質	基準 (mg/ l) *	溶出量調査						代表地点における 地下水調査				対象地境界における 地下水調査					
			調査 区画数	最深 調査 深度 (m) 注1)	最大 濃度 (mg/ l)	最大 汚染 深度 (m) 注1)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	調査 区画数	最大 濃度 (mg/ l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	調査 区画数	最大 濃度 (mg/ l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略		
(揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	0.01	3	10	0.018	0.5	1	無										
	テトラクロロエチレン	0.01	0															
	ジクロロメタン	0.02	0															
	クロロエチレン	0.002	3	10	ND	0	0	無										
	四塩化炭素	0.002	0															
	1, 2-ジクロロエタン	0.004	0															
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	3	10	ND	0	0	無										
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	3	10	ND	0	0	無										
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0															
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0															
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0															
	ベンゼン	0.01	0															
(特定有害物質 第二種 重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01	0															
	シアン化合物	0.1	0															
	鉛及びその化合物	0.01	4		0.26		2	無										
	六価クロム化合物	0.05	4		0.10		1	無										
	砒素及びその化合物	0.01	0															
	水銀及びその化合物	0.0005	0															
	セレン及びその化合物	0.01	0															
	ほう素及びその化合物	1	0															
	ふっ素及びその化合物	0.8	0															
(農薬等) 特定有害 物質 第三種	有機燐化合物	0.1	0															
	ポリ塩化ビフェニル	0.0005	0															
	チウラム	0.006	0															
	シマジン	0.003	0															
	チオベンカルブ	0.02	0															

*基準欄の斜字：の基準は、「不検出」を示す。

分類	調査対象物質	含有量調査						
		基準 (mg /kg)	調査 区画数	最深 調査 深度 (m)	最大 濃度 (mg/kg)	最大 汚染 深度 (m)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略
(特定有害物質 第二種 等)	カドミウム及びその化合物	150	0					
	シアン化合物	50	0					
	鉛及びその化合物	150	4		2500		4	無
	六価クロム化合物	250	4		ND		0	無
	砒素及びその化合物	150	0					
	水銀及びその化合物	15	0					
	セレン及びその化合物	150	0					
	ほう素及びその化合物	4000	0					
	ふっ素及びその化合物	4000	0					
基準不適合範囲の面積 ^{※1} (m ²)		333.61						
汚染原因		汚染の原因は、丸五塗装工業所で使用されていた有害物質（人為由来）によるものと判断される。						

備考

- ・ 土壌汚染の存在するおそれが多いと認められる範囲：3区画
- ・ 土壌汚染の存在するおそれが少ないと認められる範囲：1区画 × 1 = 1区画
- ・ 濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す。
- ・ 基準不適合範囲の地番：東京都墨田区立花一丁目105番3の一部、106番10の一部

- 区画数は、調査対象地内の単位区画(10mメッシュ)の合計数を記載ください。
 - ① 30mメッシュの調査（一部調査対象区画の調査）を行った範囲については9区画、自然由来特例調査を行った範囲についてはその間の対象区画数として計算してください。
 - ② 第一種特定有害物質の溶出量調査で代表地点でボーリングを行った場合は、ガス検出範囲を含めた区画数で計算してください。
 - ③ 統合された区画は1区画と数えてください。
 - ④ 土壌汚染の存在するおそれがないと認められる範囲の区画数は含めないでください。
 - ⑤ 全体の調査範囲に対し、分割して報告書を作成している場合、原則、当報告書で報告する範囲の区画数でまとめてください。

注）1 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の詳細調査の結果を報告する場合は、Ⅲ-11を参考にして作成してください。なお、詳細調査結果は、法に基づく調査の場合は第7条第1項又は第12条第1項、条例に基づく調査の場合は第117条第3項の届出で報告してもかまいません。（第一種特定有害物質の深度調査については、Ⅲ-9に記入してください。）

注）2 土壌ガス等を検出しボーリング調査を実施した場合には、ボーリング調査結果も踏まえて基準不適合範囲の面積を記入してください。

詳細調査(深度方向調査)結果報告シート

1. 調査概要		
調査対象地	(住居表示) 東京都墨田区立花一丁目4番9号	別紙 1 図 1
	(地番) 東京都墨田区立花一丁目105番3の一部, 106番10の一部	
調査対象地面積	333. 61m ²	
用途地域	準工業地域	別紙 2
指定調査機関名	株式会社 分析センター	別紙 2
指定調査機関の指定番号	2003-3-2047	別紙 2
技術管理者名		
技術管理者証の交付番号		
準拠法令等	・ 土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) ・ 同法施行令 (平成14年政令第336号)、同法施行規則 (平成14年環境省令第29号) ・ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課) ・ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年東京都条例第215号) ・ 東京都土壌汚染対策指針 (平成31年4月1日施行)	

2. 調査方法 ※ボーリング調査地点位置図を図6-1に示す。		
ボーリング調査方法 ※1と試料採取等対象物質	・ ボーリング調査方法は、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課) Appendix-11. ボーリング調査方法に示される方法で実施した。 ・ 試料採取等対象物質は、表層調査で基準不適合となった鉛及びその化合物 (溶出量及び含有量)、六価クロム化合物 (溶出量) とした。	別紙 6
第一種有害物質の土壌試料採取深度 ※2		
第二種有害物質、第三種有害物質の土壌試料採取深度 ※2	・ 深度5mまでに帯水層の底面は確認されなかった。 ・ 深度5mまでの0. 5mごとの土壌試料を採取した。	別紙 6 図 6-1
地下水試料等対象物質、採取位置、採取深度、採取方法 ※3	・ 地下水試料等対象物質は、トリクロロエチレン、クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、鉛及びその化合物、六価クロム化合物とした。 ・ 採取位置は、ボーリング調査を実施したすべての単位区画とした。 ・ 採取深度は、GL-3. 21m~GL-3. 34mであった。 ・ 採取は、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課) Appendix-7. 地下水試料採取方法に示される方法で実施した。	

※1 ボーリング孔の設置状況についても記載してください。

※2 帯水層底面の試料採取がある場合は記載してください。

※3 詳細調査で追加で地下水調査を実施した場合には、採取方法等を記入してください。

3. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を表－6－2～表－6－6に示す。

※2 調査結果総括図を図6－2に示す。

試料採取等対象物質名	調査区画数	基準不適合 の区画数	最深調査 深度(m)	最深汚染 深度(m)	最大濃度	
土 壌 溶 出 量 (m g / L)	六価クロム化合物	1	1	2	0.5	0.10
	鉛及びその化合物	2	2	3	2	0.26
土 壌 含 有 量 (m g / k g)	鉛及びその化合物	4	4	4	3	2500
地 下 水 (m g / L)	クロロエチレン	3	0			ND
	1,1-ジクロロエチレン	3	0			ND
	1,2-ジクロロエチレン	3	0			ND
	トリクロロエチレン	3	0			ND
	六価クロム化合物	1	0			ND
	鉛及びその化合物	2	0			0.008
※						

<備考>

・濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す。

- 最深汚染深度は、基準超過が確認された最深深度を記載ください。（対策深度ではありません。）
 - 最大濃度は、詳細調査における最大濃度を記載ください。ただし、詳細調査で汚染が見つからなかった場合には、概況調査の最大濃度を記入してください。
- ※詳細調査時に追加で地下水調査を実施した場合には、汚染状態を記入してください。

調査対象地の周辺の地図



図1 調査対象地位置図

c. 調査結果

表-4-2 土壌ガス調査結果一覧表 単位：volppm

項目／試料採取地点	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	検出下限値
クロロエチレン	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1
1,1-ジクロロエチレン	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1
1,2-ジクロロエチレン	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1
トリクロロエチレン	0.3	0.2	0.1	0.1未満	0.1

表-4-3 土壌溶出量調査結果一覧表 単位：mg/L

項目／試料採取地点	No. 1 表層	No. 1 ピット下 GL-0.9m	No. 1 下 配管下 GL-0.6m	No. 2 表層	No. 3 表層	No. 4 表層	基準値	第二溶出量 基準値
六価クロム化合物	0.10	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05 以下	1.5 以下
鉛及びその化合物	0.26	0.082	0.072	0.005	0.016	0.007	0.01 以下	0.3 以下

・網掛けは、■が基準超過、■が第二溶出基準超過を示す。

表-4-4 土壌含有量調査結果一覧表 単位：mg/kg

項目／試料採取地点	No. 1 表層	No. 1 ピット下 GL-0.9m	No. 1 下 配管下 GL-0.6m	No. 2 表層	No. 3 表層	No. 4 表層	基準値
六価クロム化合物	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	250 以下
鉛及びその化合物	1000	200	2500	240	990	340	150 以下

・網掛けは、■が基準超過、■が第二溶出基準超過を示す。

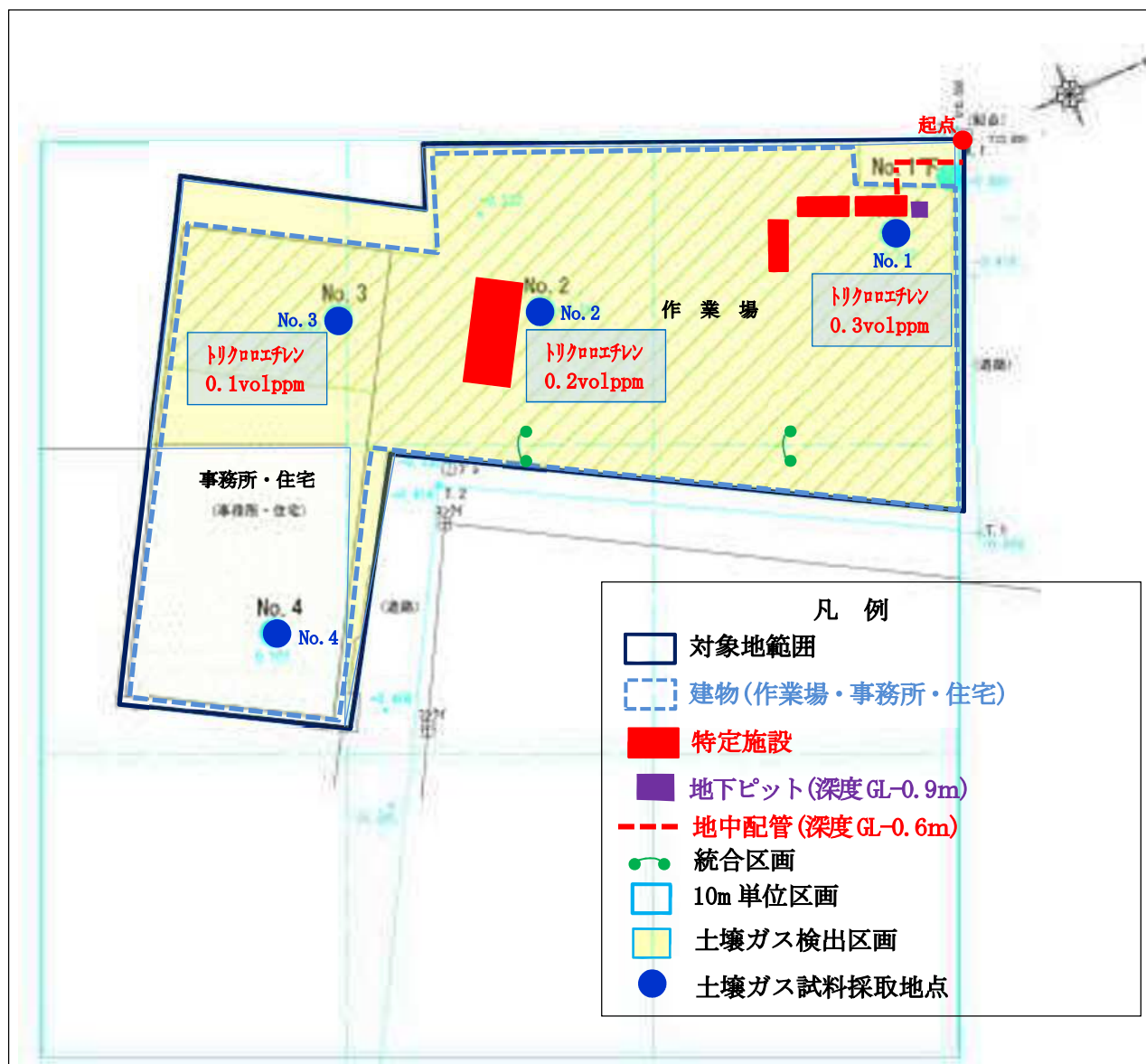


図 4-3 土壌ガス調査結果図

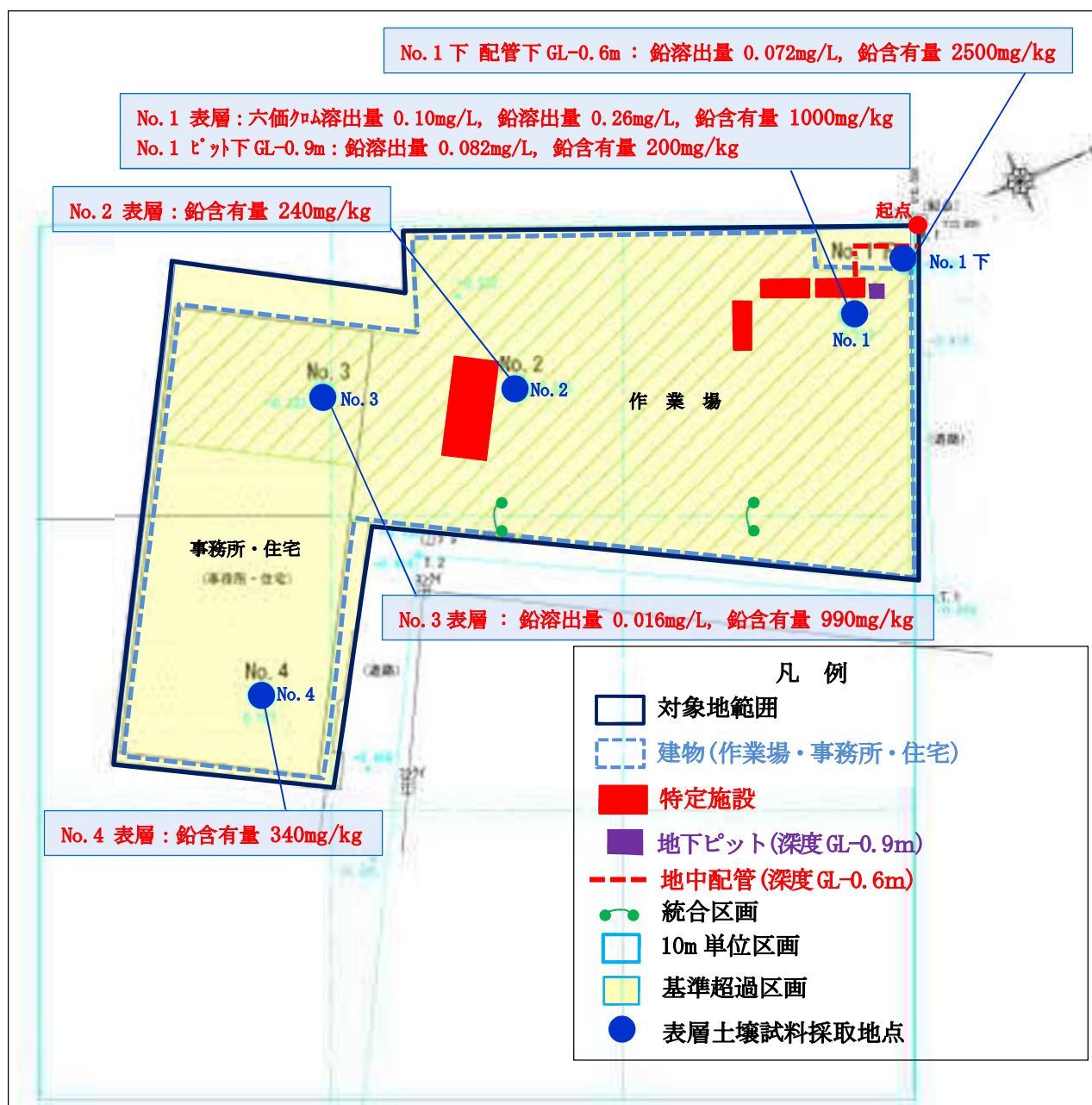


図 4-4 土壌溶出量・含有量調査結果図

なお、作業場内ならびに事務所・住宅のすべての床面は、コンクリート等の舗装が施されている状況である。

d. 立入禁止の掲示状況

鉛及びその化合物の含有量が基準値を超過したため、対象地に立入禁止の掲示板を設置した。
立入禁止の掲示状況を写真 1 1, 1 2 に示す。

写真 1 1 立入禁止の掲示状況を撮影。

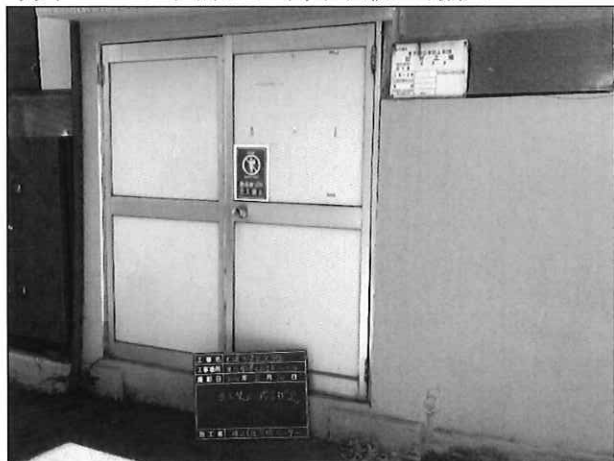


写真 1 2 立入禁止の掲示状況を近づいて撮影。



表-6-1 試料採取地点の設定理由一覧

N o . 1	特定有害物質の使用場所に設定した。
N o . 1 下	地中配管付近に設定した。
N o . 2	特定有害物質の使用場所に設定した。
N o . 3	作業場内に設定した。
N o . 4	作業員の出入りのある事務所に設定した。

c. 調査結果

表-6-2 深度方向調査結果一覧表（試料採取地点No. 1）

調査対象物質		第一種特定有害物質				第二種特定有害物質		
調査深度 (m)		クロロ エチレン	1,1-ジクロロ エチレン	1,2-ジクロロ エチレン	トリクロロ エチレン	六価クロム 化合物 (溶出量)	鉛及び その化合物 (溶出量)	鉛及び その化合物 (含有量)
G L	T P	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/kg
-0.2	-0.5	ND	ND	ND	0.018	—	—	—
-0.7	-1.0	ND	ND	ND	0.014	—	—	—
表層* (-0.2~-0.7)	-0.5~-1.0	—	—	—	—	0.10	0.26	1000
ピット下* (-0.9~-1.4)	-1.2~-1.7	—	—	—	—	ND	0.082	200
-0.9	-1.2	ND	ND	ND	0.007	—	—	—
-1.2	-1.5	ND	ND	ND	0.007	ND	—	—
-1.4	-1.7	ND	ND	ND	ND	—	—	—
-2.2	-2.5	ND	ND	ND	ND	ND	0.016	20
-2.7	-3.0	—	—	—	—	—	ND	—
-3.2	-3.5	ND	ND	ND	ND	—	0.009	ND
-4.2	-4.5	ND	ND	ND	ND	—	—	—
-5.2	-5.5	ND	ND	ND	ND	—	—	—
-6.2	-6.5	ND	ND	ND	ND	—	—	—
-7.2	-7.5	ND	ND	ND	ND	—	—	—
-8.2	-8.5	ND	ND	ND	ND	—	—	—
-9.2	-9.5	ND	ND	ND	ND	—	—	—
-10.2	-10.5	ND	ND	ND	ND	—	—	—
地下水		ND	ND	ND	ND	ND	0.008	—
基準値		0.002	0.1	0.04	0.01	0.05	0.01	150
第二溶出量基準値		0.02	1	0.4	0.1	1.5	0.3	—

・試料採取日 ※印は 2020 年 11 月 23 日、それ以外は 2021 年 4 月 30 日～5 月 1 日

・網掛けは、■が基準超過、■が第二溶出基準超過を示す。

表-6-3 深度方向調査結果一覧表（試料採取地点No. 1下）

調査対象物質		第二種特定有害物質	
調査深度 (m)		鉛及びその化合物 (溶出量)	鉛及びその化合物 (含有量)
G L	T P	mg/L	mg/kg
配管下※ (-0.6~-1.1)	-1.0~-1.5	0.072	2500
-1.6	-2.0	0.015	120
-2.6	-3.0	0.016	ND
-3.1	-3.5	ND	—
-3.6	-4.0	0.009	—
地下水		ND	—
基準値		0.01	150
第二溶出量基準値		0.3	—

・ 試料採取日 ※印は 2020 年 11 月 23 日、それ以外は 2021 年 5 月 14 日

・ 網掛けは、■が基準超過、■が第二溶出基準超過を示す。

表-6-4 深度方向調査結果一覧表（試料採取地点No. 2）

調査対象物質		第一種特定有害物質				第二種特定有害物質
調査深度 (m)		クロロ エチレン	1,1-ジクロロ エチレン	1,2-ジクロロ エチレン	トリクロロ エチレン	鉛及びその化合物 (含有量)
G L	T P	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/kg
-0.2	-0.5	ND	ND	ND	0.004	—
-0.7	-1.0	ND	ND	ND	ND	—
表層※ (-0.2~-0.7)	-0.5~-1.0	—	—	—	—	240
-1.2	-1.5	ND	ND	ND	ND	10
-2.2	-2.5	ND	ND	ND	ND	10
-3.2	-3.5	ND	ND	ND	ND	—
-4.2	-4.5	ND	ND	ND	ND	—
-5.2	-5.5	ND	ND	ND	ND	—
-6.2	-6.5	ND	ND	ND	ND	—
-7.2	-7.5	ND	ND	ND	ND	—
-8.2	-8.5	ND	ND	ND	ND	—
-9.2	-9.5	ND	ND	ND	ND	—
-10.2	-10.5	ND	ND	ND	ND	—
地下水		ND	ND	ND	ND	—
基準値		0.002	0.1	0.04	0.01	150
第二溶出量基準値		0.02	1	0.4	0.1	—

・ 試料採取日 ※印は 2020 年 11 月 23 日、それ以外は 2021 年 4 月 29 日～4 月 30 日

・ 網掛けは、■が基準超過、■が第二溶出基準超過を示す。

表-6-5 深度方向調査結果一覧表 (試料採取地点No. 3)

調査対象物質		第一種特定有害物質				第二種特定有害物質	
調査深度 (m)		クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	鉛及びその化合物(溶出量)	鉛及びその化合物(含有量)
G L	T P	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/kg
-0.2	-0.5	ND	ND	ND	0.006	—	—
-0.7	-1.1	ND	ND	ND	0.006	—	—
表層※ (-0.2~-0.7)	-0.5~-1.1	—	—	—	—	0.016	990
-1.2	-1.5	ND	ND	ND	0.008	0.008	710
-2.2	-2.5	ND	ND	ND	ND	0.008	210
-3.2	-3.5	ND	ND	ND	ND	—	300
-3.7	-4.0	—	—	—	—	—	60
-4.2	-4.5	ND	ND	ND	ND	—	20
-5.2	-5.5	ND	ND	ND	ND	—	—
-6.2	-6.5	ND	ND	ND	ND	—	—
-7.2	-7.5	ND	ND	ND	ND	—	—
-8.2	-8.5	ND	ND	ND	ND	—	—
-9.2	-9.5	ND	ND	ND	ND	—	—
-10.2	-10.5	ND	ND	ND	ND	—	—
地下水		ND	ND	ND	ND	0.006	—
基準値		0.002	0.1	0.04	0.01	0.01	150
第二溶出量基準値		0.02	1	0.4	0.1	0.3	—

- ・ 試料採取日 ※印は 2020 年 11 月 23 日、それ以外は 2021 年 4 月 29 日
- ・ 網掛けは、■が基準超過、■が第二溶出基準超過を示す。

表-6-6 深度方向調査結果一覧表 (試料採取地点No. 4)

調査対象物質		第二種特定有害物質
調査深度 (m)		鉛及びその化合物(含有量)
G L	T P	mg/kg
表層※ (-0.4~-0.9)	-0.3~-0.8	340
-1.4	-1.5	670
-1.9	-1.8	180
-2.4	-2.3	80
-3.4	-3.3	ND
基準値		150

- ・ 試料採取日 ※印は 2020 年 11 月 23 日、それ以外は 2021 年 5 月 15 日
- ・ 網掛けは、■が基準超過、■が第二溶出基準超過を示す。

試料採取地点 No. 3

調査深度 (m)	クロロ エチレン	1,1-ジクロロ エチレン	1,2-ジクロロ エチレン	トリクロロ エチレン	鉛及び その他の化合物 (溶出量)	鉛及び その他の化合物 (含有量)
GL	TP					
-0.2	-0.5	ND	ND	0.006	—	—
-0.7	-1.1	ND	ND	0.006	—	—
表層 (-0.2～-0.7)	-0.5～-1.1	—	—	—	0.016	990
-1.2	-1.5	ND	ND	0.008	0.008	710
-2.2	-2.5	ND	ND	ND	0.008	210
-3.2	-3.5	ND	ND	ND	—	300
-5.7	-4.0	—	—	—	—	60
-4.2	-4.5	ND	ND	ND	—	20
-5.2	-5.5	ND	ND	ND	—	—
-6.2	-6.5	ND	ND	ND	—	—
-7.2	-7.5	ND	ND	ND	—	—
-8.2	-8.5	ND	ND	ND	—	—
-9.2	-9.5	ND	ND	ND	—	—
-10.2	-10.5	ND	ND	ND	—	—
地下水		ND	ND	ND	0.004	—

試料採取地点No.1下

調査年度 (年)	鉛及びその化合物 (溶出量)		鉛及びその化合物 (含有量)	
	G L	T P	mg/L	mg/kg
配管工下 (0.6~1.1)	-1.0~4.5	-	0.072	2500
-1.6	-2.0	0.015	120	
-2.6	-3.0	0.016	ND	
-3.1	-3.5	ND	-	
-3.6	-4.0	0.009	-	
地下水		ND	-	

試料採取地点 No. 1

[illegible]

試料採取地点 No. 4

調査深度 (m)	T P	mg/kg
GL		
表層 ^⑧ (+0.4 ~ -0.9)	-0.3 ~ -0.8	340
-1.4	-1.5	670
-1.9	-1.8	180
-2.4	-2.3	80
-3.4	-3.3	ND

試料採取地点 No. 2

調査深度 (m)		式野村採取地点 No. 2				新炭とその他の化合物 (含有率)	
G.L.	T.P.	クロロ エチレン	1,1-ジクロロ エチレン	1,2-ジクロロ エチレン	トリクロロ エチレン		
		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/kg	
-0.2	-0.5	ND	ND	ND	0.004	—	
-0.7	-1.0	ND	ND	ND	ND	—	
表層 (-0.2 ~ -0.7)	-0.5 ~ -1.0	—	—	—	—	240	
-1.2	-1.5	ND	ND	ND	ND	10	
-2.2	-2.5	ND	ND	ND	ND	10	
-3.2	-3.5	ND	ND	ND	ND	—	
-4.2	-4.5	ND	ND	ND	ND	—	
-5.2	-5.5	ND	ND	ND	ND	—	
-6.2	-6.5	ND	ND	ND	ND	—	
-7.2	-7.5	ND	ND	ND	ND	—	
-8.2	-8.5	ND	ND	ND	ND	—	
-9.2	-9.5	ND	ND	ND	ND	—	
-10.2	-10.5	ND	ND	ND	ND	—	
地下水		ND	ND	ND	ND	—	

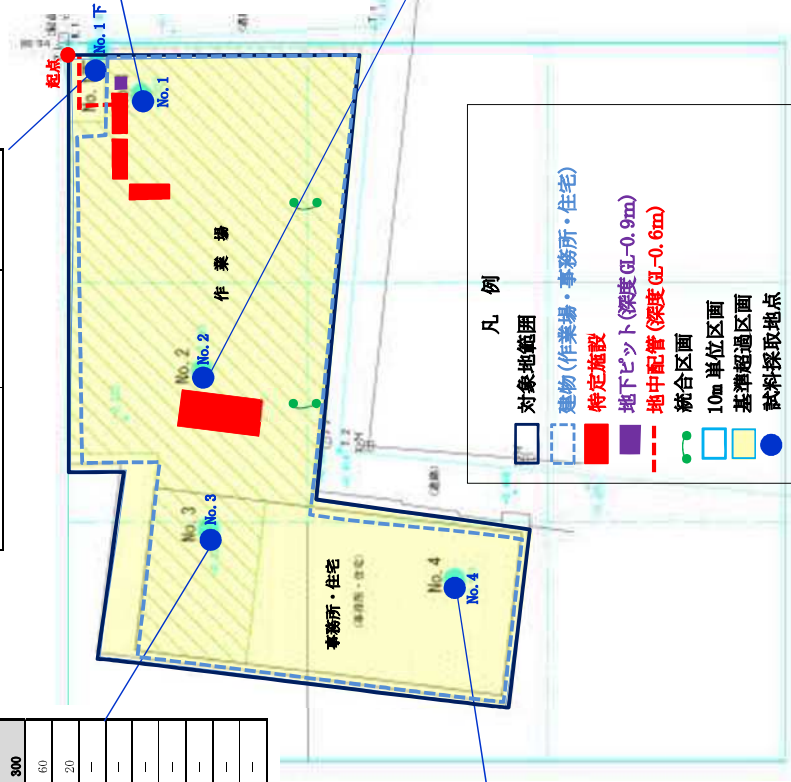


図6-2 土壌調査及び地下水調査結果図